

住宅取得による払出チェックシート（頭金払出をされる方用）

このチェックシートは、ご加入の財形住宅を非課税でお支払いするための必要書類および要件を確認いただく書類です。内容をご確認のうえ、太枠内をチェックおよび必要事項をご記入いただき、請求時に提出ください。

契約番号

<必要書類>

必要書類は提出できますか？①「支払請求書」②「売買契約書(コピー)」または「工事請負契約書(コピー)」

YES

NO

<確認事項>

1. 取得される住宅は契約者ご本人の名義ですか？ * 共有名義の場合、払出額は持分割合の費用までとなります。 11 欄をご参照ください。	YES	NO	ご本人の持分割合 建物登記上 () %
2. 契約者ご本人がお住まいになる予定ですか？ * 住宅取得後のお手続きの際には「登記事項証明書（建物用）」と「住民票」の所在地が同一でなければなりません。	YES	NO	
3. 取得される住宅の総床面積が40㎡以上ですか？ * 新築または建築後未使用の住宅に限り40㎡以上、中古物件は50㎡以上	YES	NO	総床面積 () ㎡
4. 取得される住宅はすべて居住用ですか？	YES →6～	NO →5～	
5. 居住用以外の部分(店舗・倉庫等)がある住宅を取得される場合、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上ですか？ * 居住用部分の取得費用のみが払い出しの対象となります。	YES	NO	
6. 「売買契約書(コピー)」・「工事請負契約書(コピー)」から建物価格が明確ですか？	YES →9～	NO →7～	
7. 新築物件ですか？ または1982年(昭和57)年1月1日以後に建築された物件ですか？ * 新築物件とは新たに建築された住宅で、未使用かつ2年以内のものをさします。 * 「土地付住宅の価格割合表」から建物割合算出が必要です。	YES →9～	NO →8～	新築・中古築 () 年 住宅の構造 木造他(非耐火) 鉄筋レンガ他
8. 1981年(昭和56)年12月31日以前に建築された物件の場合、「耐震基準適合証明書(コピー可)」は提出できますか？	YES	NO	
9. 住宅を取得する(登記)前の支払請求ですか？ * 住宅の登記(表示登記及び所有権登記)が完了している場合は財形法上、頭金払出のお手続きをとることができません。適格払出(住宅取得・登記後)のお手続きとなります。 * 1つの住宅購入に対して登記前の払い出しは1回限りとなります。	YES	NO	住宅取得(予定)日 (年 月 日)
10. 退職(転籍含む)、転任(役員昇格等)その他の理由により不適格事由に該当した日から1年を経過していませんか？ * 1年以内に支払が完了し、口座に入金していることが条件となります。	YES	NO	
11. 払出希望金額は、建物価格または工事費用(共有名義の場合は持分割合の費用)の範囲内ですか？(土地代金は非課税払出の対象外です。) また、払出限度は残高の9割以下となります。【注】 (払出金額 円) ≤ (売買金額または工事費用 円 × 価格割合 % × 持分割合 割 × 居住部分の床面積割合) * 不動産の売買価格のうち建物部分の価格の算出が必要となりますので、下の【土地付住宅の価格割合表】で価格割合を確認してください。 * 住宅取得費用が残高を下回る場合、残金は払い出さず積み立てを継続することになります。	YES	NO	

【注】土地付住宅の価格割合表

	耐火構造で建物全体が4階以上	耐火構造で建物全体が3階以下	耐火構造以外の建物簡易耐火構造を含む
新築後未使用	70%	60%	50%
中古住宅で築後5年以内	60%	50%	40%
中古住宅で築後5年超10年以内			30%
中古住宅で築後10年超15年以内	50%	40%	20%
中古住宅で築後15年超20年以内			10%
中古住宅で築後20年超25年以内	40%	30%	
中古住宅で築後25年超			
1981(昭和56)年12月31日以前築で「耐震基準適合証明書」提出可	非耐震構造は対象外 耐震構造は40%	非耐震構造は対象外 耐震構造は30%	非耐震構造は対象外 耐震構造は10%

すべてYES(確認事項No.4.6.7がNOの場合はNo.5.8がYESになれば可)の場合に非課税での払い出しができます。NOの項目がある場合や、ご不明な点がございましたら、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

裏面もご覧ください。

今後(建物登記後)のお取り扱いについて

【今後(建物の登記後)のお取り扱いおよび必要書類】

頭金払出後は以下のお取り扱いが可能となります。必要な書類をご確認ください。

お取り扱い	必要書類
建物の登記後、残りの金額の全てを払い出し、契約は終了します。 ※「売買金額または工事費用」から算出する払い出し可能額よりも残金が上回る場合、契約継続となります。	①「支払請求書」 ②「建物の登記事項証明書」(発行後6か月以内・コピー可) 注1 ③「住民票」(発行後6か月以内・コピー不可) ④「変更申込書」(住所変更をともなう場合) 注2

注1 中古住宅で1981年(昭和56)年12月31日以前に建築された物件の場合、「耐震基準適合証明書(コピー可)」も提出ください。

注2 「変更申込書」は、当社ご登録住所と取得後のご住所が相違している場合に提出ください。

【建物の登記後のお取り扱い時の注意点】

必要書類は、頭金払出から2年、または住宅を取得された日から1年、または退職(転籍含む)、転任(役員昇格等)その他の理由により、不適格事由に該当した日から1年のいずれか早い日までに提出ください。期間内に提出いただけない場合は、ご契約は解約していただくこととなり、5年遡及課税の対象となります。

*単身赴任で購入された住宅に契約者ご本人が居住されない場合は、別途必要な書類が発生いたします。詳しくはお問い合わせ先までご連絡ください。

5年遡及課税とは、住宅購入や住宅の増改築等の目的以外で払い出し(解約)した場合、解約の日より5年間遡って非課税でお受け取りいただいた利息についても、非課税の適用がなかったものとして、課税されることです。

※今回ご契約継続でのお手続きをされた後、課税解約(目的外解約)された場合も、5年遡及課税が適用されます。

<その他の注意事項>

- 退職(転籍含む)、転任(役員昇格等)その他の理由により、不適格事由に該当した日から1年を経過した日以降にお支払いする生存給付金は、課税扱いとなります。
- 積立を中断されている場合には、2年以内に積立を再開する必要があります。

以上の内容を確認いたしました。

年 月 日 契約者名
(勤務先 携帯 自宅 (日中連絡先 : - -))

<お問い合わせ先>

第一生命保険株式会社 東京団体事務課 財形グループ
〒104-8691 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱504号
電話番号 0120-998-665

受付時間: 月~金曜日 9時~17時(祝日・年末年始は除きます)